

やまなし自然首都圏構想研究会専門部会開催要綱

(趣旨)

第1条 やまなし自然首都圏構想研究会（以下「研究会」という。）開催要綱第5条の規定に基づき、自然首都圏構想推進部会及び二拠点居住推進部会を開催することとし、その運営に関し必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第2条 自然首都圏構想推進部会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) ウィズ／ポスト・コロナの時代における本県のあるべき姿に関する事項
- (2) その他必要な事項

2 二拠点居住推進部会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本県への二拠点居住の推進に係る具体的な施策に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成員)

第3条 専門部会は、知事が指名する委員をもって構成する。

(会議)

第4条 専門部会は、知事が招集する。

- 2 専門部会に座長を置き、知事が座長を指名する。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 専門部会には、第2条の事項のより詳細な研究のため、ワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務はリニア交通局リニア未来創造・推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、リニア交通局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月26日から施行する。

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

やまなし自然首都圏構想研究会専門部会ワーキンググループ開催要綱

(趣旨)

第1条 やまなし自然首都圏構想研究会（以下「研究会」という。）専門部会開催要綱第5条の規定に基づき、ワーケーションワーキンググループを開催することとし、その運営に関し必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第2条 ワケーションワーキンググループでは、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本県におけるワーケーションの推進に係る具体的な施策に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成員)

第3条 ワーキンググループは、リニア交通局長が指名する委員をもって構成する。

(会議)

第4条 ワーキンググループは、リニア交通局長が招集する。

- 2 ワーキンググループに座長を置き、リニア交通局長が座長を指名する。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をワーキンググループに出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務はリニア交通局リニア未来創造・推進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、リニア交通局リニア未来創造・推進課長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。